

VI. 被共済職員に関する届出事項について

1. 新規加入について(現行制度・第二種制度同様)

(1) 加入資格

- ① 雇用期間に定めのない職員(正規職員)は採用時から加入対象となります。
- ② 1年の雇用期間を定めて採用された職員で、労働時間が正規職員の所定労働時間の2/3以上の者は、採用時から加入対象となります。
- ③ 1年未満の雇用期間を定めて採用された職員(臨時、パートタイマー等)については、その期間の更新により、引き続き1年を経過し、労働時間が正規職員の所定労働時間の2/3以上の者は、1年を経過した時点で加入対象となります。
- ⑤ 満60歳以上の職員は加入対象とはなりません。

 **重要** 年度途中の加入の場合で、その時点で満59歳であっても、その加入年度内に満60歳になる場合には、掛金納入期間が1年に満たないため、加入対象とはなりませんので充分ご注意願います。(加入期間が最低1年あることが必須です。)

(2) 届出書類と手続き【届出様式:『被共済職員新規加入届』(共済様式第2号)】

新たに正規職員を採用した時や、上記②、③に該当する職員が生じた場合は、被共済職員新規加入届を提出してください。なお、掛金については、加入日の属する月から納入いただきます。

採用日が1日付けの場合でも末日付けの場合でも、加入日の属する月から掛金を納入いただきます。

- ☞ ご本人様の印鑑は加入に際して承諾を得た確認ですので必ず押印願います。
- ☞ 第二種制度加入対象職員は必ず必要項目をご記入願います。